

飯塚市公印規則(平成18年飯塚市規則第12号)第12条第2項の規定により、電子公印の使用について次のとおり告示する。

令和8年2月20日

飯塚市長 武井政一

1 使用する文書の名称、使用公印の名称、形状、寸法、書体及びひな形

使用する文書の名称等	使用公印の名称	形状	寸法	書体	ひな形
別紙に関する 公文書	福祉事務 所長職務 代理者印	正方形	21mm	てん書	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">飯塚市福祉 事務所長 職務代理者</div>

2 使用開始

令和8年2月20日

特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第19条	障がい者児福祉手当の認定
特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5	特別障がい者手当の認定